

鳴門教育大学大学会館食堂使用心得

〔平成27年4月1日〕
学 長 裁 定

大学会館食堂を使用する者は、鳴門教育大学大学会館規則(平成16年規則第34号)に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 大学会館食堂を使用する者は、使用希望日の3週間前から前日までの間に別記様式1の食堂使用許可願を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 使用許可の内容に、食堂業務委託業者(以下「食堂業者」という。)からの食事等の提供が含まれる場合は、あらかじめ別記様式2の食事等提供依頼書を食堂業者に提出し、承諾を得ること。
- 3 使用許可の内容を変更する場合又は取り消す場合は、速やかに学生課及び食堂業者に届け出ること。
- 4 使用責任者は、使用後は室内を整理・整頓し、現状に復したのち学生課に連絡すること。(執務時間外にあっては「本部棟警備員室」)
- 5 備品の使用については、手続時に、学生課に届け出て許可を受けること。
- 6 食堂内においては、喫煙をしないこと。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から実施する。